

ホームヘルプステーションやまぼと

身体障害者居宅介護事業

運 営 規 程

社会福祉法人若竹福社会

居宅介護事業等運営規程

(事業の目的)

第1条 ホームヘルプステーションやまぼとは、地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、居宅介護事業及び重度訪問介護事業（以下、「居宅介護事業等」という。）を実施する。

(運営の方針)

- 第2条 ホームヘルプステーションやまぼとは、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅介護事業等事業者の紹介等の措置を講ずるものとする。
 - 4 事業実施に当たり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。
 - 5 前4項のほか、厚生労働省が定める「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を配置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) サービス提供責任者 3名以上（1名以上は常勤職員を配置）

サービス提供責任者は、介護福祉士の資格を有する者、サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護事業等の計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護事業等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 5名以上（常勤換算2.5名以上）

従業者は、管理者の指揮管理の下で居宅介護事業等の計画に基づき居宅介護事業等の提供に当たる。

- 2 従業員の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年12回

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、12月31日から1月3日は休みとする。但し、利用者の実状等に応じ、日曜日や年末年始も営業することができる。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後7時30分までとする。

(居宅介護事業等の内容)

第5条 事業所で行う居宅介護事業等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護に関する内容

ア 身体介護

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ その他必要な身体の介護

イ 家事援助

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

ウ 通院等乗降介助

(2) 重度訪問介護に関する内容

- ① 身体介護に関すること
- ② 外出時における移動中の介護に関すること
- ③ その他生活全般にわたる援助

2 サービス提供は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した居宅介護計画に基づいて行うものとする。

3 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

4 サービス提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。

5 サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。

6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条 居宅介護事業等を提供した際には、支給決定障害者等から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則1割）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、支給決定障害者等から、介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収する。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八幡市及び枚方市樟葉、船橋、東山、高野道とする。

(緊急時における対応方法)

第7条 居宅介護事業等の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。

2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡等が困難な場合には、関係協力病院等医療機関への緊急搬送措置等を講ずるものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第8条 事業所において居宅介護事業所等を提供する主たる対象の障害種類は、次のとおりとする。

(1)居宅介護事業

- ①身体障害者(18歳未満の者を除く)
- ②知的障害者(18歳未満の者を除く)
- ③障害児(18歳未満の精神障害者を除く)
- ④精神障害者

(2)重度訪問介護事業

- ①身体障害者(18歳未満の者を除く)

(虐待の防止のための措置)

第9条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するため従事者に対する研修の実施。
- (2) 利用者およびその家族から苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所はサービス提供中に該当事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報するものとする。

(秘密の保持、個人情報の保護)

第10条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密等を漏らさないことをサービス規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密等を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密等を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 提供した居宅介護事業等に関する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し担当者を配置し事実関係の調査の実施を行う。また、苦情・ハラスメントに対し改善措置や利用者及びその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、障害者自立支援法第48条第1項の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営化適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(手続規定の遵守)

第13条 居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告するものとする。

- 2 市町村から居宅介護事業等の介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費を通知するものとする。
- 3 利用者が偽りその他不正な行為によって障害福祉サービスの支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 10月 1日から施行する。
- この規定は 平成31年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和 3年 6月16日から施行する。
- この規定は 令和 4年 1月21日から施行する。
- この規定は 令和 4年 4月1日から施行する。
- この規定は 令和 6年 4月1日から施行する。